

鳥取県告示第 396 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業（畑地帯総合整備事業中山 2 期地区農業用排水施設、農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 24 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成19年 4 月24日から同年 5 月14日まで
- 3 縦覧に供する場所
大山町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。